名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議

日時：令和６年８月２１日（水）
午前１０時００分～
場所：本庁舎２階　第一会議室

１　名古屋市再犯防止推進計画の進捗状況について　…【資料１】

２　立ち直り支援コーディネート機関運営事業について　…【資料２】

３　名古屋市が目指す地域支援ネットワークについて　…【資料３】

４　名古屋市再犯防止推進会議における主な意見　…【資料４】

５　その他

（参考）
・名古屋市再犯防止推進計画（概要版）
・名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議構成員名簿
・名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議設置要綱
・名古屋市再犯防止推進会議構成員名簿
・名古屋市再犯防止推進会議開催要綱

資料１

名古屋市再犯防止推進計画の進捗状況について

１　本市の刑法犯検挙人員中の再犯者率の推移

	元年	2年	3年	4年	5年
検挙人員（人）	5,961	5,608	5,457	5,303	5,510
初犯者（人）	2,925	2,767	2,805	2,642	2,817
再犯者（人）	3,036	2,841	2,652	2,661	2,693
再犯者率（%）	50.9	50.7	48.6	50.2	48.9

・再犯者率は平成21年には再犯者率42.4%と40%台前半で推移していたが、平成27年以降は毎年48%を超えており、近年は高い水準で推移している。

２　計画の評価指標

区　分	計画策定時	現状値	目標値
犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人の割合	27.3% (R2年度)	31.0% (R4年度)	36% (R9年度)
過去に犯罪をした人を積極的に雇用すべきだと思う人の割合	47.9% (R2年度)	50.0% (R4年度)	58% (R9年度)
検察庁等から依頼を受けた支援対象者が、支援開始半年後にコーディネート機関等とつながっている割合	－	66.7% (R5年度)	90% (R9年度)
市内刑法犯・特別法犯再犯者数（注）	3,660人 (R2年)	3,471人 (R5年)	2,928人 (R9年)

注　市内警察署が取り扱ったもので、尾張旭市を含む。

資料１－２

重点課題１　国・県・民間との連携による一貫した支援

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
1	国・県・民間との連携による一貫した支援	犯罪をした人等に寄り添い、一貫して支援する体制の整備	モデル事業の成果及び国や県との適切な役割分担等を踏まえ、コーディネート機関を設置する等、支援を必要とする犯罪をした人等に寄り添い、必要な支援に係る調整や継続的なフォローアップ等を一貫して行う支援体制の整備を進めます。	名古屋市立ち直り支援コーディネート機関の運営 ・コーディネート件数　34件 ・相談支援件数　26件 ・研修会　1回	継続	名古屋市立ち直り支援コーディネート機関の運営 令和5年度の実施状況を踏まえた6年度の取組方針、見直し事項等	スポーツ市民局	地域安全推進課
2	国・県・民間との連携による一貫した支援	犯罪をした人等に対する重層的な支援ネットワークの整備	コーディネート機関を中心に関係機関のネットワークを構築し、課題の共有や具体事例の支援方法の協議等、地域における重層的な支援体制の整備を進めます。	名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議における検討 名古屋市再犯防止推進会議における検討 研修会の実施　1回	継続	名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議における検討 名古屋市再犯防止推進会議における検討 研修会の実施	スポーツ市民局	地域安全推進課
3	国・県・民間との連携による一貫した支援	名古屋市再犯防止推進会議の開催	関係機関や地域の民間団体が定期的に集まり、再犯防止に係る課題や対応について情報共有等を行う機会を設け、再犯防止の取組を着実に推進します。	名古屋市再犯防止推進会議の開催（1回） 名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議の開催（1回） 名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議（幹事会、作業部会）の開催　各1回	継続	名古屋市再犯防止推進会議の開催（1回） 名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議の開催　（1回） 名古屋市再犯防止推進庁内連絡会議（幹事会、作業部会）の開催　（各1回）	スポーツ市民局	地域安全推進課

重点課題２（１）　住居の確保

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
1	住居の確保	民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の強化	高齢者、障害者、低額所得者等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）に関する入居相談等に取り組みます。	居住支援コーディネート事業を実施 ・新規相談件数　582件 ・継続相談件数　4,205件 ・民間賃貸住宅入居相談（月4回）125件	継続	居住支援コーディネート事業を実施	住宅都市局	住宅企画課
2	住居の確保	セーフティネット登録住宅への経済的支援	セーフティネット住宅の登録促進のため、登録住宅の改修や家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る補助制度を実施します。	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助を実施（新規選定住戸33戸） ・住宅改修費補助　13件 ・家賃減額補助　142件 ・家賃債務保証料等減額補助　8件	継続	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助を実施（新規選定住戸30戸程度）	住宅都市局	住宅企画課
3	住居の確保	市営住宅等への入居機会の確保	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸します。	一般募集の実施（年4回） 応募のなかった住宅については、再募集・先着順募集を実施	継続	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸	住宅都市局	住宅管理課
4	住居の確保	住居確保給付金の支給	離職により住居を失った人または失うおそれのある人に、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターを通じて家賃相当額を支給するとともに、就労支援等を実施します。	○支給決定件数：合計517件 ・新規：250件 ・延長：125件 ・再延長：101件 ・再申請：41件 (令和5年3月31日受付終了)	継続	離職等により住居を失った人または失うおそれのある人に、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターを通じて家賃相当額を支給するとともに、就労支援等を実施します。	健康福祉局	地域ケア推進課

重点課題２（１）　住居の確保

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
5	住居の確保	障害者グループホームの拡充	地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。	障害者グループホームに対する運営等補助を実施 ・住居数　908か所（令和6年3月末時点）	継続	障害者グループホームに対する運営等補助を実施	健康福祉局	障害者支援課

重点課題２（２）　就労の確保等

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
1	就労の確保等	なごやジョブマッチング事業	なごやジョブサポートセンターにおいて、国と一体となり求人ニーズを確実に把握した上で求職者を紹介する就労支援を実施します。	なごやジョブサポートセンターの運営 ・就職決定者数　437人 ・相談件数　　3,487件 ※なごやジョブサポートセンター分	継続	求職者の就労を継続的に支援するため、なごやジョブサポートセンター及び区役所において、ハローワークと一体となった職業相談・職業紹介事業を実施	経済局	労働企画課
2	就労の確保等	高齢者の就労支援	臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターへの補助を行うほか、高齢者就業支援センターにおいて、高齢者の就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施します。また、令和2年度より、ハローワークによる職業紹介機能が加わり、高齢者就労の様々なニーズに対して、幅広い就労支援を実施します。	高齢者就業支援センターにおいて、高齢者の就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施 ・就業相談　9,142人 ・情報提供　16,022人 ・講座受講者（延べ）　3,306人 シニアサポートセンター（ハローワーク名古屋東）での職業紹介等の実施	継続	高齢者就業支援センターにおいて、高齢者の就業に関する相談や情報提供、技能講習等の実施 シニアサポートセンター（ハローワーク名古屋東）での職業紹介等の実施	健康福祉局	高齢福祉課
3	就労の確保等	障害者の就労支援	障害者就労支援窓口を設置し、企業や障害者就労施設を支援するほか、障害者の就労定着支援を行った事業者や、障害者の就労支援及び生活上の相談・支援を一体的に行う障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センターへの運営補助を行います。	障害者就労支援窓口ウェルジョブなごやの運営＜令和5年12月末時点＞ ・支援企業数　　1,366か所 ・対象事業所数　765か所 障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センターにおける相談支援<R5年12月末時点> ・障害者就労支援センターめいしんれん　3,326件 ・障害者就労支援センターめいりは　4,285件 ・障害者雇用支援センター　4,774件	継続	新運営団体による障害者就労支援窓口ウェルジョブなごやの運営（セミナー、マッチングイベント等の開催） 障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センターへの運営補助	健康福祉局	障害者支援課

重点課題２（２）　就労の確保等

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
4	就労の確保等	生活保護受給者の就労支援	各区に配置した就労支援員によりきめ細かい就労支援を行うとともに、セミナーや求人開拓・紹介等により就労意欲の喚起を図ります。	全区に52名の就労支援員を配置し、きめ細かな就労支援を実施 就労支援　4,392件 就労開始　1,618件	継続	全区に52名の就労支援員を配置し、きめ細かな就労支援を実施	健康福祉局	保護課
5	就労の確保等	生活困窮者の自立支援	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活困窮者のための自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業等を一体的に実施します。	・新規受付相談件数　3,855件 ・プラン作成件数 住居確保給付金 517件 就労準備支援事業 68件 家計改善支援事業 213件 認定就労訓練事業 19件 ・就労訓練事業の推進 認定事業所数：328か所	継続	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活困窮者のための自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業等を一体的に実施します。	健康福祉局	地域ケア推進課
6	就労の確保等	ホームレスの自立支援	稼働能力のあるホームレス等に、宿所及び食事の提供、生活相談、健康相談、職業相談、就業支援カウンセリング、職場体験講習等の支援を実施します。	自立支援事業あつた（平成14年11月開設）、自立支援事業なかむら（平成16年5月開設）合計定員153人 ・自立支援センターにおける退所者　221人 ・利用者への職業相談、就業支援カウンセリング、職場体験講習等の支援による就労自立　121人	継続	稼働能力のあるホームレス等に対する宿所及び食事の提供、生活相談、健康相談、職業相談、就業支援カウンセリング、職場体験講習等支援の実施	健康福祉局	保護課

重点課題２（２）　就労の確保等

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
7	就労の確保等	ナゴヤ型若者の就労支援	社会的自立に困難を有する若者に、相談から就職、職場定着等の自立まで一貫した総合的な支援を実施するため、子ども・若者総合相談センターにおいて伴走型支援を行うほか、若者・企業リンクサポート事業による支援等を実施します。	進路決定者数　177人	継続	子ども・若者の自立支援を行う4事業が連携し、相談から就職・職場定着まで一貫した支援を継続実施	子ども青少年局	青少年家庭課
8	就労の確保等	協力雇用主の社会的評価の向上	犯罪をした人等の社会復帰を雇用を通じて支援しようという地域の機運を高めるため、協力雇用主の社会的評価の向上を図るための取組について検討を進めます。	名古屋市立ち直り支援推進企業等認定制度の創設（令和5年12月）	継続	名古屋市立ち直り支援推進企業等認定制度の継続実施 ・認定企業数　推進企業29件 （令和6年8月1日時点）	スポーツ市民局	地域安全推進課

重点課題３（１）　高齢や障害のある人等への支援

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
1	高齢や障害のある人等への支援	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業	制度の狭間の問題や８０５０世帯など複合的な課題を抱え必要な支援が行き届いていない世帯に対し、高齢、障害、子育てという「対象別・分野別の既存の枠組みを超えた重層的な支援」を行う体制を整備します。	包括的相談支援チームを配置（8区）	拡充	包括的相談支援チームを全区に配置（16区）	健康福祉局	地域ケア推進課
2	高齢や障害のある人等への支援	いきいき支援センターにおける支援	高齢者に対する総合的な相談・支援を行うとともに、高齢者いきいき相談室と連携し、高齢者の自立した地域生活を支援します。	いきいき支援センターの運営（29センター） 高齢者いきいき相談室の設置（299か所）	継続	いきいき支援センターの運営（29センター） 高齢者いきいき相談室の設置（299か所）	健康福祉局	地域ケア推進課
3	高齢や障害のある人等への支援	認知症の人や家族への支援	いきいき支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期対応に取り組むとともに、認知症サポーターの養成や認知症の人を介護する家族支援事業を実施するなど、認知症の人と家族を地域で支える仕組みを充実します。	全てのいきいき支援センターに初期集中支援チームを設置 全てのいきいき支援センターで認知症サポーター養成講座及び認知症の人を介護する家族支援事業を実施	継続	全てのいきいき支援センターに初期集中支援チームを設置 全てのいきいき支援センターで認知症サポーター養成講座及び認知症の人を介護する家族支援事業を実施	健康福祉局	地域ケア推進課
4	高齢や障害のある人等への支援	権利擁護の推進	知的障害や精神障害、認知症等で判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用促進を図るほか、成年後見あんしんセンターを中心として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備します。	名古屋市成年後見あんしんセンターの運営 ・一般相談　1,817件 ・専門相談　26件 成年後見制度利用支援事業の実施	継続	名古屋市成年後見あんしんセンターの運営 成年後見制度利用支援事業の実施	健康福祉局	地域ケア推進課

重点課題３（１）　高齢や障害のある人等への支援

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
5	高齢や障害のある人等への支援	地域における見守り体制の充実	地域福祉推進協議会によるふれあいネットワーク活動等の見守り活動や、地域の多様な主体が高齢者や子どもを見守る取組、地域の身近な商店や企業、社会福祉法人等との連携による見守り活動の充実等を図ります。	ふれあいネットワーク活動の実施（ 104学区）(R5.10時点) 高齢者見守り協力事業者登録数1613事業者 各区社協から地域福祉推進協議会や学区の地域住民に対し、地域での見守り活動（つながりづくり）について話題にする機会を地域の状況に応じて随時設定	継続	令和5年度の実施状況を踏まえ、地域福祉推進協議会の活動状況を把握、見守り活動の充実に向けてた取り組みを推進	健康福祉局	地域ケア推進課
6	高齢や障害のある人等への支援	【再掲】生活困窮者の自立支援	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活困窮者のための自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業等を一体的に実施します。	・新規受付相談件数　3,855件 ・プラン作成件数 住居確保給付金 517件 就労準備支援事業 68件 家計改善支援事業 213件 認定就労訓練事業 19件 ・就労訓練事業の推進 認定事業所数：328か所	継続	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活困窮者のための自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業等を一体的に実施します。	健康福祉局	地域ケア推進課
7	高齢や障害のある人等への支援	障害者基幹相談支援センターにおける支援	すべての障害を対象とする地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務等を実施し、障害者の自立した日常生活や社会生活を支援します。	障害者基幹相談支援センターの運営（各区1ヶ所） 相談件数　69,935件 自立支援連絡協議会の開催　1,138回	継続	障害者基幹相談支援センターの運営（各区1ヶ所）	健康福祉局	障害者支援課
8	高齢や障害のある人等への支援	発達障害者支援センター（りんくす名古屋）における支援	発達障害のある人や家族、関係機関からの相談を受け、支援のコーディネートを実施します。	相談件数　1,114件	継続	発達障害のある人や家族、関係機関からの相談を受け、支援のコーディネートを実施	子ども青少年局	発達障害者支援センター

重点課題３（２）　薬物等の依存症を抱える人への支援

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
1	薬物等の依存症を抱える人への支援	精神保健福祉センターここらぼにおける支援	市域における精神保健福祉活動の中核的な施設として、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存に悩む本人や家族からの相談窓口を設置し、依存症問題への対応を実施します。 また、保護観察終了後も引き続き地域での支援が必要な薬物等の依存に悩む本人やその家族に対して、保護観察所とのさらなる連携を図り、地域での継続した支援につながることができるよう取組みを進めます。	名古屋市精神保健福祉センターここらぼに依存症相談拠点を開設（平成30年7月） ●名古屋刑務所における「ギャンブル等依存症回復指導・選択プログラム」で名古屋市精神保健福祉センターの依存症対策事業について講義 ●「令和5年度引受人・家族会」に参加し、講師として引受人の方々へ「名古屋市精神保健福祉センター ここらぼ」 での家族相談」を講義 ●愛知県断酒連合会酒害相談部会で「名古屋市精神保健福祉センターの業務内容と相談事例・対応について」を講義 ●名古屋刑務所研究授業「一般改善指導（ギャンブル等依存症回復プログラム）」への参加・施設見学 ●豊橋刑務所研究授業「一般改善指導（ギャンブル等依存症回復プログラム）」への参加・施設見学	継続	依存症相談拠点の実施 令和6年度「引受人会」に講師として、引受人の方々に、当センターの事業内容や家族支援について講義	健康福祉局	健康増進課
2	薬物等の依存症を抱える人への支援	依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の選定	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の治療を専門的に行う医療機関を選定し、その拡大を図ることで依存症を抱える人が地域で適切な医療が受けられるよう支援します。 また、依存症治療拠点機関において、医療機関や相談支援機関等の職員を対象にしたアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症専門相談を実施します。	アルコール健康障害専門医療機関　4か所 薬物依存症専門医療機関　2か所 ギャンブル等依存症専門医療機関　1か所 依存症治療拠点機関における医療機関等職員を対象とした相談の実施	継続	依存症専門医療機関の選定 依存症治療拠点機関における医療機関等職員を対象とした相談の実施	健康福祉局	健康増進課

重点課題３（２）　薬物等の依存症を抱える人への支援

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
3	薬物等の依存症を抱える人への支援	民間団体への補助	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症問題の改善に取り組む民間団体の活動に要する経費の助成を実施します。	依存症関連問題支援事業補助金交付の実施・補助団体 11団体	継続	依存症関連問題支援事業補助金交付の実施	健康福祉局	健康増進課

重点課題３（３）　犯罪をした人等の抱える精神的な問題等に応じた支援等

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
1	犯罪をした人等の抱える精神的な問題等に応じた支援等	配偶者暴力相談支援センターにおける支援	配偶者等から暴力を受けた人への相談対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、各段階にわたって、被害者を孤立させない切れ目のない相談・支援の充実を図ります。	配偶者暴力相談支援センター配置の女性福祉相談員の増員　3名→5名 被害者からの相談業務を実施 ・配偶者暴力相談支援センター等相談件数 延べ1008件 被害者からの相談業務を実施 裁判所への保護命令申立て支援等を実施 関係機関の総合調整を実施 支援者の育成 困難事例・緊急事案等へのコンサルティングを実施	継続	被害者からの相談業務を実施 裁判所への保護命令申立て支援等を実施 関係機関の総合調整を実施 支援者の育成 困難事例・緊急事案等へのコンサルティングを実施 計画策定に向け懇談会・調査等を実施	子ども青少年局	子ども福祉課
2	犯罪をした人等の抱える精神的な問題等に応じた支援等	男女平等参画推進センターにおける相談事業	ＤＶ等の夫婦関係や家庭に関わる悩みを抱え、精神的に不安定な状態にある人の心身の回復のため、相談を実施します。	女性のための総合相談を実施 ・相談件数　3,678件(うち、DV　905件) 男性相談を実施 ・相談件数　165件(うち、DV　10件)	継続	女性のための総合相談を実施 男性相談を実施	スポーツ市民局	男女平等参画推進課

重点課題４　少年の非行防止・立ち直り支援

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
1	少年の非行防止・立ち直り支援	非行相談等への対応	児童相談所や区役所・支所等において非行等の相談を受け、関係機関と連携して支援します。	教育と福祉の連携強化のため、児童相談所を兼務する各区・支所の児童福祉司を増員（22→28人）	継続	教育と福祉の連携強化のため、児童相談所を兼務する各区・支所の児童福祉司を増員（28→34人） 統括支援員を配置し、3区をこども家庭センターとして位置づけ、福祉・保健・教育の連携による支援を実施	子ども青少年局	子ども福祉課
2	少年の非行防止・立ち直り支援	子ども・若者総合相談センターにおける支援	ニート、ひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援の中核的な機関として、子ども・若者がまず駆け込むことができ、あらゆる相談に応じて関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行うとともに、その子ども・若者が自立等に向かうことができるよう総合相談機関として寄り添った伴走型支援を行います。	子ども・若者総合相談センターにおける支援 ・相談者実数　1,028人 ・総相談件数　9,691件	継続	官民様々な機関と連携し、一人ひとりに寄り添った伴走型支援を継続実施	子ども青少年局	青少年家庭課
3	少年の非行防止・立ち直り支援	少年補導	少年に対し、街頭において注意喚起などの声かけ活動を行うことにより、犯罪被害の防止および非行の防止を図ります。	実施回数　557回 補導人数　5,877人	継続	学校やPTA等と連携し、街頭において注意喚起などの声かけ活動を継続実施	子ども青少年局	青少年家庭課

重点課題４　少年の非行防止・立ち直り支援

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
4	少年の非行防止・立ち直り支援	なごや子ども応援委員会の運営	様々な悩みや心配を抱える子どもや保護者を総合的に支援するため、常勤のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、非常勤のスクールポリスを配置し、教職員と協働して問題の未然防止、早期発見や個別支援を行います。	市内を17ブロック構成とし、各ブロックに活動拠点となる事務局を設置 全市立中学校110校と一部の市立高等学校に常勤のスクールカウンセラーを配置 全市立幼稚園・小学校・高等学校・特別支援学校に非常勤SCを配置 （規模の大きな学校等への加配：　小学校280時間配置　11校、　中学校280時間配置　6校） 事務局のある学校には常勤のスクールソーシャルワーカーと非常勤のスクールポリス、スクールセクレタリーを設置 相談対応件数42,883件	継続	市内を17ブロック構成とし、各ブロックに活動拠点となる事務局を設置 全市立中学校110校と一部の市立高等学校に常勤のスクールカウンセラーを配置 全市立幼稚園・小学校・高等学校・特別支援学校に非常勤SCを配置 （規模の大きな学校等への加配： 小学校280時間配置　13校、　中学校280時間配置　6校） 事務局のある学校には常勤のスクールソーシャルワーカーと非常勤のスクールポリス、スクールセクレタリーを設置	教育委員会事務局	子ども応援課
5	少年の非行防止・立ち直り支援	いじめ・不登校対策の推進	いじめや不登校の未然防止や早期の発見・対応のため、子ども応援委員会との連携や各校における各種の事業を通じ、子どもの相談・支援体制のさらなる充実を図ります。	名古屋市いじめ防止基本方針の実施 なごやＩＮＧキャンペーンを中心とした取り組み（令和５年11月6日～12月8日） ウェブ版学校生活アンケートの実施と結果の活用（小4～中3対象　年2回） ＳＮＳ報告相談アプリの実施 （小学4年生～高校生対象　24時間365日全校） 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策	継続	名古屋市いじめ防止基本方針の実施 なごやＩＮＧキャンペーンを中心とした取り組み ウェブ版学校生活アンケートの実施と結果の活用 ＳＮＳ報告相談アプリの実施 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策	教育委員会事務局	義務教育課 高等学校教育課

重点課題４　少年の非行防止・立ち直り支援

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
6	少年の非行防止・立ち直り支援	家庭訪問型相談支援事業	さまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や、適切な関係機関等へ繋ぐ支援を行います。	訪問支援回数　20,707回 同行支援回数　42回	継続	2事業者体制による家庭訪問型相談支援を継続実施	子ども青少年局	子ども未来企画課
7	少年の非行防止・立ち直り支援	児童自立支援施設等における自立支援	児童自立支援施設「玉野川学園」等において、不良行為をなし、又はそのおそれのある児童等の自立支援や指導等を実施します。	不良行為をなし、又はそのおそれのある児童等の自立支援や指導等を実施 児童自立支援施設「玉野川学園」等における措置数（令和6年3月31日時点）8件	継続	不良行為をなし、又はそのおそれのある児童等の自立支援や指導等を実施	子ども青少年局	子ども福祉課
8	少年の非行防止・立ち直り支援	高等学校教育における幅広い教育的ニーズへの対応	不登校経験者や高校中退者等に対する学び直しの機会の提供等、定時制教育への二ーズに応じた教育支援を充実します。	スクールカウンセラーやキャリア支援アドバイザーによる相談・支援の実施 「名古屋市子ども若者総合相談センター」等の紹介	継続	スクールカウンセラーやキャリア支援アドバイザーによる相談・支援の実施 「名古屋市子ども若者総合相談センター」等の紹介	教育委員会事務局	高等学校教育課

重点課題５　民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
1	民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等	再犯防止の推進に関する情報の発信や広報・啓発活動	必要な支援サービス等を円滑に提供するため、庁内外の関係者に対する情報発信等を行います。 また、犯罪や非行からの立ち直りを応援する社会的機運の醸成や、多様な業種の協力雇用主の確保に向け、広く市民や事業者等への広報・啓発活動を行います。	広報なごや掲載 ・全市版（1回、R5.7） ・各区版 再犯防止講演会の開催（1回） 立ち直り支援ハンドブックの配布 再犯防止パネル展（市役所PRスペース、区役所）	継続	再犯防止講演会の開催 立ち直り支援ハンドブックの配布 再犯防止パネル展の開催	スポーツ市民局	地域安全推進課
2	民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等	保護司適任者確保への協力	保護司の活動が地域の安心・安全に果たす役割の大きさに鑑み、市民や職員に対する保護司の活動周知と保護司の募集の呼びかけ等に協力します。	保護司セミナーの開催（1回） 市公式LINE配信（7/2） 市公式ウェブサイト掲載 ライフプランセミナーでの周知	継続	広報なごや掲載 市公式LINE配信 市公式ウェブサイト掲載 ライフプランセミナーでの周知	スポーツ市民局	地域安全推進課
3	民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等	補助金交付による保護司の活動への支援	犯罪・非行の防止や保護観察を主とした更生保護活動に対して補助金を交付し、保護司の活動を支援します。	名古屋市保護区保護司会連絡協議会に対し補助金交付（70万円）	継続	名古屋市保護区保護司会連絡協議会に対し補助金交付（70万円）	スポーツ市民局	地域安全推進課

重点課題５　民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等

No.	施策	事業名	事業内容	令和５年度の状況	令和６年度の予定		所管局	担当課 （非公表）
4	民間協力者の活動促進、広報・啓発活動等	社会を明るくする運動に関する取組	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の広報・啓発等に協力をします。	広報なごや掲載（1回、R5.7） 市公式LINE配信（7/2） 市公式ウェブサイト掲載 ラジオ広報	継続	広報なごや掲載 市公式ウェブサイト掲載 市公式LINE配信 大型映像装置 ラジオ広報	スポーツ市民局	地域安全推進課

資料２

令和4年10月～　犯罪をした人等に寄り添い、一貫して支援する体制の整備（名古屋市）

要旨

犯罪や非行からの立ち直りを支援するコーディネーターを配置（業務委託）し、高齢、障害、生活困窮等により支援を必要とする起訴猶予者等に対し、検察庁等から依頼を受け、関係機関と連携して必要な支援に係る調整や本人に寄り添った相談対応、継続的なフォローアップ等を一貫して行い、地域での安定した生活につなげる伴走型の支援体制を整備する。

事業内容

ＳＴＥＰ１	依頼受理・アセスメント	支援を必要とする起訴猶予者等について検察庁等の関係機関や弁護士等から依頼を受け、コーディネーターが本人と面談して丁寧にアセスメントし、本人の同意を得た上で支援対象者に決定
ＳＴＥＰ２	信頼関係構築・伴走支援	アウトリーチを通じて信頼関係の構築に努め、支援プランの作成やケース会議、関係機関へのつなぎなど、本人の希望やニーズを踏まえた伴走型の支援を実施
ＳＴＥＰ３	地域支援移行	地域の社会資源への引継ぎなど、本人を見守る支援体制を整備して地域移行を図り、必要に応じてフォローアップを実施

主な支援の流れ

検挙・勾留等

入口支援対象

不起訴 → 起訴猶予

起訴 → 執行猶予、罰金・科料

実刑・保護観察

STEP 1 依頼受理・アセスメント → STEP 2 信頼関係構築・伴走型支援 → STEP 3 地域支援移行

検察庁等

- 制度教示・本人同意
- コーディネート機関へ支援依頼
- 釈放

本市コーディネート機関

- 本人と初回面談・アセスメント
- 本人同意・支援対象者に決定
- アウトリーチ支援、信頼関係の構築
- 支援プラン作成・ケース会議
- 関係機関へのつなぎ、本人希望やニーズを踏まえた伴走型支援
- 本人を見守る支援体制を確保
- 地域移行・フォローアップ

既存制度：保護観察所…更生緊急保護の重点実施
地域生活定着支援センター…被疑者等支援業務

服役・保護観察 → 既存制度 → 出口支援

安定した地域生活
（本人を見守る支援体制を確保）

○コーディネート機関は関係機関と緊密な連携を確保し、関係機関等からの犯罪をした人等に係る連絡等に対し、必要な支援や協力をする
○対象者の支援や関係機関との連携等においてコーディネーターが課題を把握した場合は、関係機関と情報を共有し必要な対応を検討

資料２－２

立ち直り支援コーディネート機関支援実績

※R4：R4年10月～R5年3月
R5：R5年　4月～R6年3月

【コーディネート業務】

（１）依頼元別件数

区分	R4		R5		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
地方検察庁	11	61.1%	23	67.6%	34	65.4%
保護観察所	4	22.2%	7	20.6%	11	21.2%
弁護士	2	11.1%	4	11.8%	6	11.5%
その他	1	5.6%	-	-	1	1.9%
計	18	100.0%	34	100.0%	52	100.0%

（２）年齢別件数

区分	R4		R5		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
20代	2	11.1%	0	0.0%	2	3.8%
30代	0	0.0%	6	17.6%	6	11.5%
40代	3	16.7%	5	14.7%	8	15.4%
50代	5	27.8%	6	17.6%	11	21.2%
60代	5	27.8%	7	20.6%	12	23.1%
70代～	3	16.7%	10	29.4%	13	25.0%
計	18	100.0%	34	100.0%	52	100.0%

（３）高齢、障害及び生活困窮区分別

区分	R4				R5				合計			
	件数	内訳		構成比	件数	内訳		構成比	件数	内訳		構成比
高齢	6	ー		33.3%	13	ー		38.2%	19	ー		36.5%
障害	2	身体	2	11.1%	13	身体	1	38.2%	15	身体	3	28.8%
		精神	0			精神	10			精神	10	
		知的	0			知的	2			知的	2	
生活困窮	16	ー		88.9%	25	ー		73.5%	41	ー		78.8%

※重複があるため他統計と人数は一致しない

（４）居住状況別

区分	R4		R5		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
家族等との同居	5	27.8%	8	23.5%	13	25.0%
一人暮らし	13	72.2%	26	76.5%	39	75.0%
計	18	100.0%	34	100.0%	52	100.0%

（５）就業状況別

区分	R4		R5		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
就業	2	11.1%	3	8.8%	5	9.6%
未就業	16	88.9%	31	91.2%	47	90.4%
計	18	100.0%	34	100.0%	52	100.0%

（６）支援状況（R6.3.31時点）

区分	R4				R5				合計			
	件数	継続	終了	中止	件数	継続	終了	中止	件数	継続	終了	中止
コーディネート	18	6	7	5	34	7	16	11	52	13	23	16

終了理由…支援機関等につながった、仕事等して身の回りのことができる、
　　自立の申出がありコーディネート機関が自立できると判断した、移住　等
中止理由…追跡調査不能、再犯　等

【相談支援業務】

区分	R4	R5	合計
	件数	件数	件数
相談	15	26	41
相談者	・弁護士 ・障害者基幹相談支援センター ・いきいき支援センター　等	・弁護士 ・母親 ・区保護係 等	

資料３

地域支援ネットワークについて

名古屋市再犯防止推進計画

重点課題１　国・県・民間との連携による一貫した支援
事業名　犯罪をした人等に対する重層的な支援ネットワークの整備
事業内容　コーディネート機関を中心に関係機関のネットワークを構築し、課題の共有や具体事例の支援方法の協議等、地域における重層的な支援体制の整備を進めます。

イメージ図作成の趣旨

支援が必要な方のつなぎ先をパターン化し、関係機関で共有することで、実際にコーディネート機関に支援依頼があった際に、スムーズに支援を行うために作成するもの。

※関係機関は、計画記載の機関のほか、コーディネート機関が支援の際に、実際につないでいる機関を記載。

令和９年度に向けて

再犯防止推進会議、再犯防止推進庁内連絡会議及び立ち直り支援研修会において、課題の共有や具体事例の支援方法の協議等を行い、ネットワークを構築していく。

※立ち直り支援研修会開催の際は、多くの関係機関に参加いただきたいため、再犯防止推進会議構成員の皆様にお声がけさせていただきます。（令和6年度は10月、2月の２回開催予定）

地域支援ネットワーク（イメージ図）～令和9年度に向けて～（案）

刑事司法の流れ（依頼元機関）

警察	連携	検察庁・弁護士会	連携	矯正施設 保護観察所・地域生活定着支援センター
・生活安全部（女性の更生支援） ・生活安全部（少年の補導） ・刑事部・地域部（微罪処分）		・検察庁刑事政策推進室 ・弁護士会（刑事弁護委員会、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会、子どもの権利委員会、よりそい弁護士制度運営委員会）		・保護観察所（生活環境調整） ・地域生活定着支援センター（被疑者等支援業務、特別調整、一般調整）

重層的な支援体制作り

名古屋市立ち直り支援コーディネート機関（地域安全推進課）

支援が必要な方	孤立した高齢者	認知症の高齢者	依存症の方	知的障害・発達障害のある方	困難を抱える子ども・若者	生活困窮の方
	・単身世帯 ・介護保険非該当	・認知症（疑い含む） ・介護保険に拒否的	・依存症（疑い含む） ・セルフネグレクト	・社会生活への参加がしづらい ・障害特性が理解されにくい	・家庭や学校等に居場所がない ・相談できる人が周りにいない	・失業、住居の喪失 ・生活に困窮、生活保護受給
横断的な関係機関	・区役所 ・社会福祉協議会 ・協力雇用主 ・配偶者暴力相談支援センター ・名古屋保護観察所（地域援助） ・弁護士会（刑事弁護委員会、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会、子どもの権利委員会、よりそい弁護士制度運営委員会） ・保健センター ・包括的相談支援チーム（重層的支援） ・就労支援事業者機構 ・男女平等参画推進センター ・愛知法務少年支援センター（地域援助） ・民生委員・児童委員 ・公共職業安定所 ・国際センター ・保護司会 ・なごやジョブサポートセンター ・更生保護女性会 ・住まいサポートなごや ・支援しているNPO法人					
想定される関係機関	・いきいき支援センター ・高齢者就業支援センター	・いきいき支援センター ・認知症相談支援センター ・成年後見あんしんセンター ・障害者・高齢者権利擁護センター ・認知症疾患医療センター	・精神保健福祉センター ・専門医療機関	・障害者基幹相談支援センター ・発達障害者支援センター ・障害者就労支援窓口 ・障害者就労支援センター ・障害者雇用支援センター ・成年後見あんしんセンター ・障害者・高齢者権利擁護センター	・児童相談所 ・子ども・若者総合相談センター ・なごや子ども応援委員会 ・学校	・仕事・暮らし自立サポートセンター

※下線部の関係機関…実際につないだ実績のある機関

立ち直り支援マニュアル（案）　※つなぎ先、各機関の役割等については、今後、調整予定

認知症（疑いを含む）の高齢者

●特徴
・支援対象者がそもそも犯罪をしたことを覚えていない
・医療や福祉に繋がっていない（本人確認書類や通帳がない）
・本人からは基本情報が不明　・医療面からの見立てが不可欠　　等

刑事司法関係機関

⇩

名古屋市 立ち直り支援コーディネート機関

1　コーディネート

（１）基本情報の収集
・逮捕前の生活環境に関する情報収集
（成育歴、家族構成、居住状況、収入状況、受診状況、福祉機関の関与の有無等）
・逮捕後の状況の整理
（事件の内容・背景、勾留中の生活ぶり・服薬状況、本人確認書類や通帳等の保管状況、釈放の見通し等）

◎情報収集先	
●逮捕前の状況 ・区役所（福祉課等） ・いきいき支援センター ・ケアマネージャー ・医療機関 ・社会福祉協議会 ・親族　・地域住民　・民生委員 ・大家　・身元保証会社 等	●逮捕後の状況 ・警察署　・検察庁 ・保護観察所　・弁護士 等

（２）本人と初回面談・アセスメント（伴走および問題解決の必要性の分析）
・本人の希望、家族・関係者の意向
・伴走の必要性（本人確認書類・通帳等の状態、同行の必要性等）
・医療・福祉・住宅等に関する支援ニーズ
（３）本人同意・支援対象者に決定
（４）アウトリーチ支援、信頼関係の構築

（５）支援プラン作成・ケース会議
・伴走型支援と問題解決型支援の両輪で支援プランを決定
①　伴走型支援
・信頼関係の構築、本人確認書類や通帳等の作成、同行支援等
≪フォローアップ≫
・本人への連絡、訪問
・関係機関につないだ後も引き続き情報共有、連携
・必要に応じて支援プランの再調整

⇩⇧

②　問題解決型支援（対象者特有の問題を解決するための支援）

関係機関へのつなぎ

●医療
・もの忘れ検診登録医療機関
・認知症疾患医療ｾﾝﾀｰ
等

●福祉
・いきいき支援ｾﾝﾀｰ（認知症初期集中支援ﾁｰﾑ等）
・認知症相談支援ｾﾝﾀｰ
・ｹｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ
・障害者･高齢者権利擁護ｾﾝﾀｰ
・成年後見あんしんｾﾝﾀｰ
等

●住宅
・住宅相談窓口（住まいｻﾎﾟｰﾄなごや、居住支援法人等）
等

【関係機関の役割】

●刑事司法関係機関

警察署	・面会　・領置物の保管
検察庁	・個人情報の提供　・面会調整　・釈放時間／場所等の調整 ・家族の意向の確認　・更生緊急保護の事前調整
拘置所	・面会　・領置物の保管
保護観察所	・個人情報の提供　・面会調整　・釈放時間／場所等の調整 ・更生緊急保護の事前調整／実施
弁護士	・個人情報の提供　・面会調整　・家族の意向の確認

●コーディネーター

名古屋市立ち直り支援コーディネート機関	・基本情報の収集　・アセスメント　・支援プランの作成 ・伴走型支援（信頼関係の構築、本人確認書類や通帳等の作成、同行支援等） ・支援プランに基づく関係機関へのつなぎ

●関係機関

もの忘れ検診登録医療機関	・認知症と診断を受けていない６５歳以上の方へのもの忘れ検診（問診、精密検査）の実施
認知症疾患医療センター	・認知症に関する医療相談や認知症の詳しい診断、症状が悪化した場合の対応など
いきいき支援センター	・生活機能の低下がみられる方（二次予防事業対象者）への介護予防ケアマネジメント ・要支援１、２の方への予防給付のケアマネジメント ・介護保険サービスやその他保健・福祉サービスの利用に関する相談 ・高齢者虐待や権利擁護に関する相談 ・相談内容に応じた各種情報提供や関係機関の紹介など ・認知症高齢者を介護する家族への支援事業
認知症相談支援センター	・認知症コールセンターを通して、認知症の人やその家族などに適切な助言や支援、情報提供を行う
ケアマネージャー	・要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う

コーディネーター
フォローアップ対応

障害者・高齢者権利擁護センター	・権利擁護や財産管理等の相談 ・本人との契約により金銭管理サービスや財産保全サービスを提供
成年後見あんしんセンター	・認知症などによって判断能力が不十分となり自分ひとりでは契約や財産管理が難しい方が、安心して生活できるよう成年後見制度の利用を支援
住宅相談窓口	・住宅確保要配慮者等の住宅への入居の支援

支援機関等につながった場合や仕事等に就き自力で生活できると判断した場合などはコーディネート機関として支援終了。支援終了後も、支援機関等が自らの機関のみでは対応が困難となり他機関と調整の必要が生じた場合は、コーディネート機関が必要な支援を行う。